平成２５年（フ）第２０３号
群馬県渋川市渋川1824番地26　シティーコーポ内山305号
債務者　田村　　明
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０６号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木517番地１　シャルムハイツ202
債務者　梅澤　佑美（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２１号
群馬県前橋市大友町１丁目19番地11
債務者　樋口　綾香
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２７号
群馬県伊勢崎市堀下町557番地１
債務者　石田　泰望
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２９号
群馬県前橋市新前橋町17番地８　サンコーポ新前橋403号
債務者　菅原　尚子（旧姓大﨑）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０１号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン８―104、旧住所埼玉県越谷市北越谷２丁目30番17号　アーベントハイム北越谷105号
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
埼玉県越谷市西方２丁目24番地11　プレステージＫＳⅢ305号
債務者　八巻　茂之
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
埼玉県春日部市南４丁目11番18号
債務者　渡部美奈子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目22番地20、住民票上の住所埼玉県三郷市新和４丁目185番地
債務者　吉橋　晃平
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
神奈川県座間市相模が丘４丁目26番２号
債務者　本多　哲男
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２６８号
名古屋市南区桜本町115番地　メゾン春日野102号、従前の住所名古屋市瑞穂区高田町６丁目６番地の４
債務者　いぬのがっこうこと　酒井　敏光
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６６号
京都府城陽市久世北垣内128番地の34、前住所京都府宇治市木幡御園69番地の１　グラン・コート宇治東206号
債務者　青山　悦子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１０号
京都府八幡市八幡科手42番地、前住所京都府八幡市八幡土井108番地　西尾文化住宅Ｃ棟
債務者　山川　裕盛
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
堺市東区西野75番地20
債務者　黒木　　勲
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６３８号
大阪府藤井寺市船橋町４番28号
債務者　石井智津留
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７０４号
堺市南区槇塚台１丁10番16―1006号
債務者　北井　可徳
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
大分市大字下郡3119番地の１　サングレイス下郡105
債務者　河野　美紀
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係